

別添 2

特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準

- 下記のいずれかのケースに該当する場合には、正当な理由があるものとして取り扱うものとし、減算の対象外となります。
- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、訪問介護等の各サービスごとの事業所数が5事業所未満である場合
 - 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）件数が20件以下である場合
 - 3 判定期間の1月当たりのケアプランのうち、それぞれのサービスが位置付けられたケアプランの件数が、1月当たり平均10件以下である場合
 - 4 ケアプラン作成時点で以下の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当するプランを除いた結果、下記の各条件のいずれかに該当する場合
 - ・ サービスごとの紹介率最高法人の紹介率が80%以下
 - ・ 上記2の要件
 - ・ 上記3の要件
- (1) 訪問介護等の各サービスにおいて、利用者にとって必要なサービスを提供する体制等（加算等）を届けている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を利用し、かつ当該体制等（加算等）の必要性をケアプラン上に明記している利用者のケアプラン
 - (2) 夜間、早朝又は休日営業のサービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を利用し、かつ当該事業所を夜間、早朝又は休日を利用して利用している利用者のケアプラン
 - (3) 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き継いだ利用者のケアプラン